

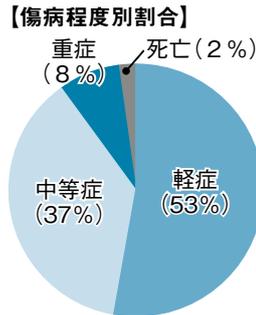


# 本当に必要なとき、利用できるでしょうか？ 救急車の適切な利用にご協力を

## 昨年の救急搬送患者数が過去最多に

平成26年中のひたちなか・東海広域事務組合消防本部管内(ひたちなか市・東海村)における救急出動件数は6,784件(前年度比19件減)、搬送患者数は6,201人(前年度比18人増)で、1日平均約19件の救急要請がありました。救急出動件数は、前年をやや下回りましたが、搬送患者数は微増で過去最高となりました。

また、救急車で病院へ搬送された方の約半数(53パーセント)が入院を要さない軽症で、「救急車なら早く診て



もらえる」「診てくれる病院が分からない」などの理由で、救急車を利用する事例も見受けられました。

救急車は緊急性の高い症状、例えば▽意識がない▽呼吸困難▽強い胸痛▽激しい頭痛▽急激な腹痛▽事故の状況——など、一刻を争うようなときに要請するものです。安易な救急車の利用が多くなると、近くの消防署から救急車が出動できず到着が遅くなったり、救急患者が増えることで最寄りの病院で治療を受けられなくなったりするなど、いざというとき、迅速な処置に支障を来す恐れがあります。救急車の利用について、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

緊急性がなく、自分で病院へ行ける場合は、救急車以外の交通機関等を、傷病者の様子や事故の状況等から、急いで病院へ搬送する必要がある場合は、迷わず119番通報を！また、次のような場合は各種相談窓口をご利用ください。



### 【自分で病院を探したいとき】

- 電話で探す：「茨城県救急医療情報コントロールセンター」(☎241-4199)▽毎日…24時間対応
- パソコンで探す：「茨城県救急医療情報システム」(<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>)

### 【子どもが急な病気で心配！誰かに相談したいとき】

- 「茨城子ども救急電話相談」(☎254-9900または#8000)▽毎日…午後6時30分～午前0時30分▽日曜日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)…午前9時～午後5時

## 救急救命士の行える処置の範囲が拡大しました！

平成26年4月1日に「救急救命士法施行規則」が改正され、救急救命士が行う処置が拡大されました。

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部では、処置拡大に必要な講習を修了した救急救命士2人が、平成26年11月1日から活動を開始しました。今後も新しい処置ができる救急救命士を計画的に増員し、救急業務体制の強化を図っていきます。

### 【拡大される2つの処置】

- ①心肺停止前の重症患者に対する静脈路の確保と輸液(点滴)  
血圧が異常に下がるなどの症状がある場合や、長時間機械などの重量物に挟まれていた場合に、傷病者に対し静脈路の確保と輸液(点滴)を行い、症状の悪化を防止する処置です。
- ②血糖の測定と低血糖発作時のブドウ糖溶液の投与  
低血糖が原因で意識状態が悪くなっている可能性のある傷病者に対し、血糖の測定を行い、血糖値が異常に低くなっている場合には、ブドウ糖液を投与(点滴)し、意識状態の改善を図る処置です。また、血糖を測定することで、搬送先医療機関の選定にも役立ちます。

【問い合わせ】ひたちなか・東海広域事務組合消防本部警防課(☎282-2153)